

平成24年3月28日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 ○○○○

平成24年(ネ)第755号 名誉毀損文書頒布行為等停止請求控訴事件(差戻し前の第1審・○○地方裁判所平成21年(ワ)第5045号, 差戻し前の控訴審・東京高等裁判所平成22年(ネ)第2180号)

口頭弁論終結の日 平成24年2月29日

判 決

○○県○○市○○番地

控 訴 人 ○○○○

同訴訟代理人弁護士 ○○○○

以下9名の弁護士氏名記載

○○県○○市○○番地

被 控 訴 人 ○○○○

主 文

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は,○○県○○市○○番地所在の○○マンション○棟(以下「本件マンション」という。)の役員,居住者,区分所有者の名誉を差戻し前の第1審判決別紙目録1のように毀損する文書の頒布,同別紙目録2記載の2から5の者に対する業務妨害行為,本件マンション役員,居住者,区分所有者に対する暴行及び名誉感情を同別紙目録1のように害する文書の送付をしてはならない。
- 3 訴訟費用は,差戻し前の第1審,差戻し前の控訴審,上告審及び差戻し後の控訴審を通じ,全て被控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

主文と同旨

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は,○○県○○市所在の区分所有建物(本件マンション)の区分所有者である

控訴人が、同じく本件マンションの区分所有者である被控訴人において、建物の区分所有者等に関する法律(区分所有法)6条1項所定の「区分所有者の共同の利益に反する行為」に当たる行為を繰り返していると主張して、区分所有法57条又は本件マンションの管理規約に基づき、他の区分所有者の全員のために、被控訴人に対し、上記行為の差止めを求める事案である。

2 (1) 差戻し前の第1審は、被控訴人の行為は、区分所有法6条1項所定の「建物の管理又は使用に関し区分所有者の共同の利益に反する行為」であるとはいえないとして、控訴人の請求を棄却した。控訴人はこれを不服として控訴を提起したが、差戻し前の控訴審は、上記に加え、控訴人が同控訴審で新たに主張した本件マンション管理規約63条3項に基づく差止めについても、被控訴人の行為が同条項に定める行為に当たらないことは明らかであるとして、控訴人の控訴を棄却した。そこで、控訴人は差戻し前の控訴審判決に対して上告受理の申立てをした。

(2) 最高裁は、控訴人の区分所有法57条に基づく差止め請求につき、マンションの区分所有者が、業務執行に当たっている管理組合の役員らをひぼう中傷する内容の文書を配布し、それが単なる特定の個人に対するひぼう中傷等の域を超えるもので、それにより管理組合の業務の遂行や運営に支障が生ずるなどしてマンションの正常な管理又は使用が阻害される場合には、区分所有法6条1項の「区分所有者の共同の利益に反する行為」に当たるとみる余地があるというべきであるとして、控訴人の請求が区分所有法57条の要件を満たしているか否かにつき更に審理を尽くさせるため、差戻し前の控訴審判決中区分所有法57条に基づく請求に関する部分を破棄し、これを東京高等裁判所に差し戻し、控訴人の本件マンション管理規約63条3項に基づく差止め請求については、上告を棄却した。したがって、当審の審判の対象は、差戻しの対象となった控訴人の区分所有法57条に基づく請求部分の当否である。

なお、控訴人は、当審において、差戻し前の第1審判決(以下「第1審判決」という。)別紙目録2の6記載の者に対する業務妨害行為禁止請求に係る訴えを取り下げた。

3 当事者の主張

当事者の主張は、次のとおり補正するほかは、第1審判決の「事実及び理由」中「第

2 当事者の主張」に記載のとおりであるから、これを引用する。

以下補正の部分は割愛します。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、控訴人の請求は理由があるものと判断する。その理由は、以下のとおりである。

2 被控訴人の本案前の主張について

被控訴人は、本案前の主張として、本件訴えは、(1) 本件マンションの臨時棟総会の決議は形式上あるとしても、趣旨があいまいなままに委任状を集めてなされたものであり、無効であること、(2) 区分所有法57条は、区分所有者の表現行為を止めるためにあるものではないこと、(3) 差止めを求める原判決別紙目録1記載の行為は特定性に欠け、不適法である旨主張する。

しかし、(1)については、これを認めるに足りる証拠はなく、(2)については、控訴人の上記主張をもつて直ちに本件訴えが不適法であるとはいえず、(3)については、差止めを求める行為に特定性が欠けているということとはできない。

以上のとおり、本件訴えが訴訟要件を欠くとは認め難いから、被控訴人の上記主張は失当である。

3 被控訴人の共同利益背反行為(区分所有法57条1項)の存否について

(1)ア 証拠(甲1の1・2, 2)よれば、請求原因(1)アの事実が認められ、同(1)イの事実は当事者間に争いがなく、

イ 請求原因(2)ア(名誉毀損文書頒布行為)の1ア1のうち、〇〇を批判する「無知との決別」と題するビラ及び株式会社〇〇〇を批判する書面を送付したこと、同(2)ア(イ)、同(2)ア(ウ)のうち文書の貼付、同(2)ア(エ)の各事実は当事者間に争いがなく、証拠(甲3, 4の1~8, 5, 6の1・2, 7, 8)によれば、請求原因(2)ア(ア)~(エ)のその余の各事実が認められる。

ウ 請求原因(2)イ(本件マンション管理組合の取引先等に対する業務妨害行為)の(ア)のうち文書の送付、同(2)イ(イ)のうち文書の送付、同(2)イ(ウ1)のうち、何回かに分けて書面をファックスしたこと及び電話で工事辞退の要請をしたこと、同(2)イ(工)のうち電話で述べたこと、同(2)イ(オ)のうち、電話したこと及び〇〇元理事長に聞いたことの各事実は当事者間に争いがなく、証拠

(甲9の1・2, 10～15, 16の1・2, 17, 18, 19の1・2,)によれば, 請求原因(2)イの(ア)～(オ)のその余の各事実が認められる。

工 証拠(甲20～24, 25の1・2, 26の1・2)によれば, 請求原因(2)ウ(本件マンション関係者に対する暴行及び嫌がらせ行為)の(ア)～(オ)の事実がいずれも認められる。

(2)以上の事実によれば, 本件マンションの区分所有者である被控訴人は, 業務執行に当たっている本件マンション管理組合の役員らをひぼう中傷する内容の文書を配布し, また, 本件マンション管理組合の取引先等に対する業務妨害行為を行い, さらに, 本件マンション関係者に対する暴行及び嫌がらせ行為を行っているものであり, それらは, 単なる特定の個人に対するひぼう中傷, 業務妨害, 嫌がらせ等の行為の域を超えるものというべきである。そして, 被控訴人の上記行為により, 管理組合の業務の遂行や運営に支障が生じて, 本件マンションの正常な管理又は使用が阻害されていることは明らかである。

そうすると, 被控訴人の上記各行為は, 区分所有法6条1項所定の「区分所有者の共同の利益に反する行為」に当たるというべきである。また, 上記(1)アに認定のとおり, 控訴人は, 平成21年8月23日, 本件マンションの区分所有者の集会の決議により, 被控訴人を除く他の区分所有者の全員のために本件訴訟を提起する区分所有者に指定された者であり(区分所有法57条3項), 本件マンションの区分所有者の共同の利益のため, 被控訴人に対し, 被控訴人の上記各行為の差止めを求めることができるものといえる。

(3)したがって, 控訴人の被控訴人に対する上記各行為の差止め請求は, 区分所有法57条の要件を満たすものといえる。

第4 結論

よって, 控訴人の請求は理由があるから認容すべきところ, これを棄却した第1審判決は失当であり, 本件控訴は理由があるから, 第1審判決を取り消した上, 控訴人の請求を認容することとして, 主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第15民事部

裁判長裁判官 ○○○○

裁判官 以下2名の氏名記載